

開催期日 令和 7 年 2 月 1 4 日

開催場所 中島村役場 2 階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会	令和7年2月14日	午後1時30分
閉 会	令和7年2月14日	午後2時45分
場 所	中島村役場 2階会議室	

2. 会議に提出した議案

議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～第 5 号 処分について

議案第 6 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第 12 号

議案第 13 号 地域計画案に対する意見の決定について

協 議 事 項 令和7年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）
について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱 森 枝 里 子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和7年第2回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

皆さん改めましてこんにちは。2月に入りまして、大変忙しい時期になってまいりました。ブロッコリー等も播種期に入りまして、大変お忙しいと思いますが、改めて出席いただきましてありがとうございます。本日の案件ですが、13議案と大変多くなっております。時間もかかりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致しまして、挨拶とさせていただきます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、2番芳賀敏行農業委員、3長田信夫農業委員を指名した。

議 長

議事に入る前に、議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、譲渡人が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第2号及び議案第2号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第1号受付番号第2号及び議案第2号受付番号第3号につきまして、2月7日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さん、●●●●さんの申請代理人の行政書士・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおりに間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認しましたが問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第1号受付番号第2号及び議案第2号受付番号第3号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と一緒に、現地についても2月7日に確認しましたが問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 1 号及び議案第 2 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 3 号受付番号第 4 号について、確認担当委員に報告を求めた。

3 番天倉健推進委員

議案第 3 号受付番号第 4 号につきまして、2 月 8 日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3 番長田信夫農業委員

議案第 3 号受付番号第 4 号につきまして、只今天倉推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、天倉推進委員と同様に、現地についても 2 月 8 日に確認いたしましたが問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第４号及び議案第５号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分については、譲渡人が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第４号及び議案第５号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第４号及び議案第５号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第４号受付番号第５号及び議案第５号受付番号第６号について、確認担当委員に報告を求めた。

２番加藤貴裕推進委員

議案第４号受付番号第５号及び議案第５号受付番号第６号につきまして、２月６日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さん、●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、譲受人の●●●●さんは農家であり、●●●●さんは１０年以上申請地を耕作していたため、問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

２番芳賀敏行農業委員

議案第４号受付番号第５号及び議案第５号受付番号第６号につきまして、只今加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、加藤推進委員と現地についても２月６日に確認いたしましたが無問題で、譲受人の●●●●さんは農家であり、●●●●さんは１０年以上申請地を耕作していたため、問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第４号及び議案第５号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第６号から議案第１０号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第６号から議案第１０号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第６号から議案第１０号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第６号受付番号第４号から議案第１０号受付番号第８号について、確認担当委員に報告を求めた。

２番加藤貴裕推進委員

議案第６号受付番号第４号から議案第１０号受付番号第８号につきまして、２月６日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

２番芳賀敏行農業委員

議案第６号受付番号第４号から議案第１０号受付番号第８号につきまして、只今加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、加藤推進委員と同様に、現地についても２月６日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 6 号から議案第 10 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 11 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 11 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 11 号受付番号第 9 号について、確認担当委員に報告を求めた。

3 番天倉健推進委員

議案第 11 号受付番号第 9 号につきまして、2 月 8 日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3 番長田信夫農業委員

議案第 11 号受付番号第 9 号につきまして、只今天倉推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、天倉推進委員と同様に、現地についても 2 月 8 日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 11 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 12 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 12 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 12 号受付番号第 10 号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第 12 号受付番号第 10 号につきまして、2 月 8 日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第 12 号受付番号第 10 号につきまして、只今水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても 2 月 8 日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 12 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 13 号地域計画案に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第13号地域計画案に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

事務局長より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

議長

私の方から質問したいのですが、例えば40ページの地図のピンク色に染まった土地については、どのように解釈すればよいでしょうか。

事務局

40ページのピンク色に塗られた箇所について、左下の凡例にA001から番号がふられているのですが、こちらは個人名を伏せて認定農業者方々を表していて、30ページからの農業を担う者一覧の番号とリンクしており、それぞれの方がどこを耕作しているのか表したものが40ページの地図となっています。40ページのピンク色はA007の方が耕作している農地で、お名前を挙げると●●●●さんが耕作している農地を表しています。色や模様で示しているのはA001からA072の認定農業者が耕作している農地、グレーは認定農業者以外の方が耕作している農地となっております。

5番吉田定雄農業委員

これは松崎地区ですね。

事務局

そうです。地区ごとに、北の方から順に並んでいます。

1番大木一男農業委員

NHKのテレビ番組でやっていましたが、2040年には田んぼの耕作地が今の半分以下になり、あとは遊休地になり荒れてしまうと。

事務局長

この地域計画の目的というのが、国の一番目指すところは10年後に耕作する人の色を地図に落とすというような目標があるんですが、現状でそれはできないので、現在耕作している方を地図に落としたというような形となっていて、徐々に新しい耕作者が決まり次第色を塗り替えていくようになります。

議長

多い面積作っている人は、何色が誰というのが大体分かりますね。耕作者別に色が塗られていると、そういうことですね。

議長

その他質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 13 号地域計画案に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、協議事項・令和 7 年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について上程し、事務局に説明を求めた。

事 務 局

協議事項・令和 7 年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について議案書に従い朗読説明した。

議 長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

どうでしょうか皆さん、改定案に対して、平均より若干上がっているみたいですが、去年一般農作業なんかは 600 円上がったところで、頼まれる方は高い方が良いですが、頼む方からすれば安い方が良いし、そこが難しい。切り捨てにした方が良いとか、去年上げたばかりだから据え置きの方が良いとか、意見等ありましたらお願いしたい。実際にこの協定額を設定しても、本人どうしの協議で設定してもらうことになりますので、あくまでこれは目安ですね。

事務局長

令和 6 年度と同じ額とするか、それとも案に近い内容にするかどうかですね。

6 番鈴木和宏推進委員

一般農作業の 8 時間労働の賃金、近隣市町村平均が 8,164 円で、西郷村がべらぼうに高い。あと泉崎村が 8,000 円を上回る額となっていて、それ以外は概ね 8,000 円程度。そして福島県の最低労働賃金が 955 円ということで、単純に 8 時間で計算すると 7,640 円です。なのでいきなり 500 円も上げないで、まずは 8,000 円程度でもいいのではないのでしょうか。

事 務 局

近隣市町村平均額を出すのに、西郷村さんがずば抜けて高いので、平均額が引き上げられているところがあります。その他を見ると大体 8,000 円程度ですね。

6 番鈴木和宏推進委員

まずはあまり上昇幅無く 8, 000 円程度にしておいて、もっと賃金を上げた方が良いとなった時に、おだやかに上げていくのが良いのかなと思ったんですが。

5 番吉田定雄農業委員

8, 000 円が良いですかね。

6 番鈴木和宏推進委員

西郷村は若年者も多いし、そういう意味で高く設定されるのかなと思うんですが、とりあえず 8, 000 円位で様子を見てみるのはどうかなと。

議 長

去年改定をしたところでありましたが、今年も改定することに対しては皆さんどうでしょうか。

1 番大木一男農業委員

この後答申してもらおう会議があるんですよ。

事務局長

改定するとなると、農作業労賃協定会議というのをまた別に開催することになります。農業委員会とはまた違うメンバーで。そこから答申をもらってまた農業委員会で協議するという流れです。

議 長

それでは鈴木和宏推進委員から話が合ったように若干上げるものとして、農作業労賃協定会議に諮問するような形でよろしいでしょうか。ここである程度金額は決めておかないといけないんですよ。

事務局

そうですね。ここで決めた金額で諮問をするような形です。

議 長

では上から順に決めていきましょう。

事務局

今ご意見いただいた一般農作業は 8, 000 円とさせていただいて、次の田畑草刈作業については、実は近隣市町村では設定しているところが無く、中島村だけが設定している状態にして、機械持込みとしていることから、燃料高騰分を考慮し、前回同様の上げ幅の 200 円プラスの額で素案を設定したところです。逆に、据え置きでも良いのではないかとか、もしくは近隣市町村で出していないから中島村もいらないのではないかとということであれば、項目自体の削除を検討してもよいかと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長

項目を無くしてしまうと、今までやっていた人がいたら困ってしまいますよね。上げ下げはあるかもしれないけれども、これを基本にしていると思います

から。

1 番大木一男農業委員

草刈作業は、1 反歩あたりいくらかで頼んでいるのでは。

事務局長

時間じゃなくてですね。

5 番吉田定雄農業委員

シルバーなんかで頼む人はこれを使っていますよね。私達なんかは1 反歩いくらかでやったりしますが。時給にするといくらくらいですか。

事務局長

1, 300 円くらいですね。

1 番大木一男農業委員

私も頼んだことがありました。

事務局長

どうでしょうか。前回から200 円アップというのは。

議 長

去年も上げたところで、なぜ今回も上げるのかというと燃料高騰という理由で成り立つと思いますが、極端に上げるわけにもいかないので、100 円アップの8, 000 円ぴったりのということでいかがですか。

1 番大木一男農業委員

では8, 000 円で。

事務局長

協定会議に諮問した場合、そちらの方でもっと金額こうしたらいいんじゃないかと意見が出る可能性もありますね。

1 番大木一男農業委員

土台を農業委員会で作っておいて、協定会議でさらに審議してくれるでしょうから。

議 長

他の項目は素案のとおりでよろしいでしょうか。

事務局長

それでは最初の一般農作業と草刈作業が8, 000 円に変更ということで。

3 番天倉健推進委員

1 つ思ったんですが、先ほどの草刈作業については燃料の高騰というところだったんですけども、その他の作業もほとんど機械を使う。そうすると、値上がりしていない部分は逆にどうしてなのかという疑問が出るのではないのでしょうか。

議 長

燃料高騰の理由付けにするとそうですね。コンバインとロールベアラ、堆肥
ちらしですね。

1 番大木一男農業委員

ここ増額したのはおとしでしたっけ。

事 務 局

増額したのは去年ですね。今回の素案で据え置きとなっているのは、あくまで
近隣市町村平均と比較してというところだけでの算出でしたので、ここは平均
を下回っていないために据え置きの額になっているのですが、今天倉さんが
おっしゃったように燃料高騰で理由付けをすると、この項目も上がっていない
と矛盾が出てきてしまいますね。

6 番鈴木和宏推進委員

200円上げるのはどうですか。

事務局長

コンバイン17, 800円ですね。

議 長

金額をどのくらい上げるかというのは判断に苦しみますね。

事務局長

その下、刈取～乾燥は前の例を見ると500円ずつ上げていっていますね。

議 長

それではここは、17, 800円と24, 500円としましょうか。その下
はロールベアラ5, 300円ですね。

事務局長

前は200円の幅で上げていますね。

議 長

ではここは、5, 500円。

事務局長

あとは堆肥ちらしも200円の上げ幅とすると4, 500円。

議 長

ではもう一回確認しますが、今回の改定を行う理由については燃料の
高騰分ということで増額改定を行うとし、事務局からもう一度今決めた金額の
確認をお願いします。

事 務 局

修正案の金額について読み上げた。

議 長

協議事項・令和7年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）については、
以上の内容で中島村農作業労賃協定会議に諮問する旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、3月17日（月）に役場2階会議室で行う。

二点目 福島県農業振興公社農地中間管理機構特例事業の実施に関する規定に基づき定める基準面積及び目標面積の改正に対する意見の決定について

三点目 令和7年4月からの農地の貸し借りについて

四点目 農地転用計画について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和7年2月14日 午後2時45分